

群馬県企業局
電気・機械工事標準仕様書

令和8年4月

群馬県企業局電気・機械工事標準仕様書

制 定	平成14年	4月	1日
一部改正	平成17年	10月	1日
一部改正	平成20年	4月	1日
一部改正	平成23年	7月	1日
一部改正	平成27年	4月	1日
一部改正	令和元年	10月	1日
一部改正	令和8年	4月	1日

第1章 総 則

(適用)

第1条 群馬県企業局電気・機械工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、群馬県企業局が発注する電気設備及び機械設備工事に係る標準仕様を示すもので、設計図書の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定めたものである。

2 標準仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任で履行するものとする。

3 設計図書は、相互に補完し合うものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の第1号から第4号の順位とし、これにより難しい場合は監督員の指示による。

- (1) 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
- (2) 工事特記仕様書（別記様式1、以下「特記仕様書」という。）
- (3) 図面
- (4) 標準仕様書

4 標準仕様書に定めのない事項は、群馬県土木工事標準仕様書（以下「土木仕様書」という。）第1編共通編、第1章総則を準用する。

5 補助事業には、この標準仕様書は適用しない。

(用語の定義)

第2条 標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第9条に規定され受注者に通知された監督員をいう。
- (2) 「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者をいう。
- (3) 「現場代理人」とは、契約約款第10条の規定により定められた現場代理人をいう。
- (4) 「監督員と協議」とは、協議事項について監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を工事打合せ書（土木仕様書別記様式第1号、以下「書面」という。）

に残すことをいう。

(5)「監督員の承諾とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。

(6)「監督員の指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

ただし、緊急を要する場合は、口頭での指示によるが後日書面で指示内容を確認すること。

(7)「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事特有の技術的要求等を定める図書をいう。

(8)「設計図書」とは、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、特記仕様書、図面、標準仕様書をいう。

(9)「工事検査」とは、検査員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

(10)「検査員」とは、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

(法令、条例等の遵守)

第3条 受注者は、工事施工に当たり、当該工事に関係ある法令、条例、規程、基準等を遵守すること。

2 工事の着手、施工、完成にあたり関係官公署その他関係機関への必要な届出手続等は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。

3 前項に規定する届出手続等を行うに当たっては、その内容についてあらかじめ監督員に報告すること。また、受注者は、諸手続にかかる許可、承認等を得たときは、関係書類を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。

4 受注者は、関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担すること。

(疑義等の処理)

第4条 受注者は、工事の施工上不都合な点又は機器製作上不明な点、若しくは設計図書等の解釈に疑義を生じたときは監督員と協議を行うこと。

(単位)

第5条 工事で使用する単位は、国際単位系であるS I単位を標準とする。ただし、適用に際して疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

(施工管理)

第6条 受注者は、工事施工に先立ち施工計画書を監督員に提出し承諾を受けること。施工計画書は、土木仕様書の当該編を準用すること。

- 2 受注者は、工事遅延のおそれがあると認めるときは、直ちにその詳細を監督員に報告し、その指示を受けて適正な措置をとること。
- 3 受注者は、災害又は事項が発生した場合には、人命の安全を最優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を直ちに監督員に報告すること。
- 4 受注者は、既存部分、施工済み部分、未使用機器又は材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものについては、適切な方法で養生を行うこと。
- 5 工事实績情報システム（CORINS）への登録は、土木仕様書の当該編を準用すること。

（施工条件）

第7条 受注者は、設計図書に記載がなくとも、工事施工上又は機器製作上当然必要と認められる事項はこれを行うこと。これに要する費用は請負代金に含まれるものとする。

（安全の確保）

第8条 受注者は、工事の施工に当たり、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し、人身の安全、施設の災害防止、公衆の安全及び公害の防除に万全を期すこと。

- 2 現場代理人は、火災及び関係構内の湧水等に十分注意するとともに、毎日作業終了時に関係構内の巡視を行い、監督員に報告後施錠し退所すること。
- 3 現場代理人は、充電部分に接近して作業を行うときは、事前に監督員と打合せを行い感電事故等の危険がないよう、作業場所を区画した後で作業に着手すること。
- 4 現場代理人は、工事現場の整理整頓を行い、危険個所の点検を行う等事故の防止に努めること。
- 5 受注者は、作業員の安全教育及び安全訓練等を行うこと。安全教育及び安全訓練等については、土木仕様書の当該編を準用すること。

（技術指導員）

第9条 受注者は、設計図書で指示されているほか、監督員から指示があったときは、当該機器の製作者から技術指導員を派遣すること。

- 2 技術指導員は、当該機器に精通した熟練者であって、作業員の指導に当たれる者であること。
- 3 技術指導員は、現場代理人及び主任技術者と連絡を密にして、作業の円滑な進行を図ること。
- 4 技術指導員は、工事現場において、技術指導員であることを明示する腕章をつけること。

（作業員）

第10条 受注者は、工事工程にあわせた作業員の配置を行い、常に人員を把握しておくこ

と。

- 2 作業員は、当該作業に対し十分な技能を有する者でなければならない。
なお、監督員から指示ある場合は、工事作業員名簿（別記様式2）を提出すること。
- 3 作業員が資格を必要とする作業を行うに当たっては、監督員から指示ある場合は、工事有資格者名簿（別記様式3）を監督員に提出すること。

（支給品及び工場補修品）

- 第11条 支給品及び工場補修品の品名、数量、規格、引渡場所等は、特記仕様書による。
- 2 受領した支給品及び工場補修品は、受注者の責任において管理を行うこと。
 - 3 受注者は、支給品受領書、工場補修品預書（別記様式5）を監督員に提出すること。
 - 4 受注者は、支給品を使用した時は、支給品使用報告書（別記様式6）を監督員に提出すること。

（貸与機器）

- 第12条 貸与機器の品名、数量、規格、引渡場所、引渡期日等は、特記仕様書による。
- 2 受注者は、貸与機器を受領したときは、借用書（別記用紙7）を監督員に提出すること。
 - 3 貸与機器の貸与期間中における維持修繕は、受注者の責任において行うこと。
 - 4 受注者は、貸与機器を返納するときは、当該機器の点検手入りを十分に行った上返納すること。
 - 5 受注者が前項の貸与機器を返納するときは、監督員立会いの上返納するものとし、貸与機器の滅失、き損等があった場合は、受注者の責任で修理又は代替品をもって返納すること。

（提出書類等）

第13条 受注者は監督員に次の関係書類等を提出すること。ただし、関係規定等に特別な規定がある場合には、当該規定によること。

- (1) 施工計画書
- (2) 実施工程表
- (3) 施工図
- (4) 承諾図
- (5) 工事用材料検査願（群馬県建設工事の監督に関する規程による）
- (6) 工事打合せ書（打合せ毎に）
- (7) 工事作業員名簿（監督員の指示のあるとき（別記様式2））
- (8) 工事有資格者名簿（監督員の指示があるとき（別記様式3））
- (9) 支給品受領書（支給品があるとき（別記様式4））
- (10) 工事補修品預書（工場補修品があるとき（別記様式5））
- (11) 支給品使用報告書（支給品を使用したとき（別記様式6））
- (12) 借用書（貸与機器があるとき（別記様式7））
- (13) 作業日報（特記仕様書による）

- (14) 工事工程報告書（群馬県建設工事工程管理要領に基づき、設計金額 2,000 万円以上の場合に提出）
- (15) CORINS 登録（請負金額 500 万円以上）
土木仕様書の当該編を準用すること。
- (16) 施工状況報告書（群馬県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき、全ての公共工事で提出）
- (17) 指導要綱に定める書類（下請契約がある場合に提出）
- (18) 建設業退職金共済組合の掛金収納書（中小企業退職金共済法に基づき、請負金額 1,000 万円以上の場合に提出）
- (19) 官公署その他関係機関への届出書（必要があるとき）
- (20) 工事写真
- (21) 測定、試験記録
- (22) 機器及び材料等の検査成績書
- (23) 工事完成図書
- (24) 建設副産物
廃棄物管理票「マニフェストE票」（産業廃棄物の処理があるとき）及び再生資源利用促進計画と実施書の提出については、土木仕様書の当該編を準用すること。
- (25) 安全訓練実施状況報告書（土木仕様書別記様式第 9 号）
- (26) 特記仕様書に記載のもの
- (27) その他、建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）、建設工事必携Ⅱ（管理・検査編）に記載のもの

（検査、測定及び試験）

第 14 条 受注者は、次の各号に掲げる検査、測定及び試験（以下「検査等」という。）を監督員立会いの上で実施すること。工事工程の進捗により、検査等ができなくなる箇所については検査等を受けた後に次の工程に進むこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾ある試験等は監督員の立会いを省略できるものとする。

- (1) 設計図書で指定された機器及び工事材料
- (2) 機器据付の基礎金物の据付完了時
- (3) 機器据付のセンターリング、レベリング
- (4) 回転機器の振見
- (5) 機器の耐圧試験、諸特性及び機能試験
- (6) 工場立会検査
- (7) 電力ケーブルの端末処理
- (8) 塗装工事のケレン完了時
- (9) その他、特記仕様書に記載のもの

（発生材の処理）

第 15 条 発生材のうち、特記仕様書に記載のあるものについては、監督員の指定した場所

に整理し収納すること。

- 2 前項以外のもはすべて構内から搬出し、受注者の責任において廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等により適正に処理すること。なお、産業廃棄物を処理する場合にあっては、産業廃棄物管理票等を監督員の請求があった場合及び検査時に提示すること。

(工事完了後の整理)

- 第16条 受注者は、工事が完了したとき、その責任において、現場及び工事にかかる部分を清掃し、余剰資材、残材及び仮設備等を撤去し、整然とした状態にすること。また、工事の完成検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示により存置し、検査終了後撤去すること。

(工事の検査)

- 第17条 受注者は、契約約款第31条に基づき工事完成通知書を提出する場合は次の各号に示す要件の全てを満たしていること。
- (1) 設計図書に示す全ての工事が完了していること。
 - (2) 監督員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - (3) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 2 受注者は、契約約款37条に規定する部分払いを請求する場合は、当該請求部分に関わる工事について、前項第2号及び第3号に示す要件を満たしていること。
 - 3 発注者は、検査に先立ち、受注者に対し検査日を通知するものとする。
 - 4 発注者は、通知された検査日に検査を受けるものとする。
 - 5 受注者は、検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担すること。

第2章 施工

(仮設備)

第18条 工事施工に必要な仮設備は、受注者の責任において設置すること。

(安全対策)

第19条 受注者は、墜落、すべり、転倒、はさまれ、感電等の危険がある場合は、その災害防止対策を実施し、これらの防止に努めること。

- 2 受注者は、可搬式及び移動式電動機器を使用する場合は、当該電路に適合した感電防止用漏電遮断装置を接続すること。
- 3 受注者は、配電盤作業を実施する場合は、監督員と協議の上、作業に関連する展開接続図及び単線結線図等の配線内容を事前に検討し、必要な措置を講じた上で実施すること。また、錯覚による短絡事故やミストリップを防止するため、作業手順表を作成し、チェック方式より作業を行うこと。
- 4 受注者は、充電部、停止範囲及び作業区画について確認し、作業員全員に周知徹底させること。
- 5 受注者は、充電部近接作業を行う場合、監督員と協議の上、工法及び手順等を確認し、防護措置を講じ、専任監視者の監視下で作業を行うこと。
- 6 受注者は、高所又は開口部における墜落災害防止対策として、当該作業に適合した足場及び囲いなどの施設を設けること。
- 7 受注者は、作業員等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止すること。また、指定場所には消火器等を常備すること。

(電気設備関係工事)

第20条 受注者が電気設備工事を行うに当たっては、この標準仕様書及び特記仕様書に定めるもののほか「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」の当該編を準用すること。

(機械設備関係工事)

第21条 受注者が機械設備工事を行うに当たっては、この標準仕様書及び特記仕様書に定めるもののほか「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」の当該編を準用すること。

(主要設備関係工事)

第22条 受注者が主要設備の機器製作据付関係工事及び分解点検工事等を行うに当たっては、別の定めがある場合を除き、この標準仕様書及び特記仕様書の定めによる。ただし、監督員の承諾のある工程及び工法については製作者の標準仕様によることができる。

(電気・機械設備工事に関連する土木及び塗装工事等)

第23条 受注者が電気・機械設備工事に関連する土木及び塗装工事等を行うに当たっては、この標準仕様書及び特記仕様書に定めるもののほか土木仕様書の当該編を準用すること。

別記様式 1 (規格 A 4 版)

工 事 特 記 仕 様 書

1 工 事 名 _____ 工 事

2 工 事 場 所 _____ 地 先
市 町 大字
郡 村 地 内

3 工 事 期 間 着工 _____ 年 _____ 月 _____ 日 完成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

この「工事特記仕様書」は、標準工事について「群馬県企業局電気・機械工事標準仕様書」を補足するための追加及び特記事項を示す仕様書である。

4 工事範囲

5 工事仕様

6 その他

※その他については必要に応じて、試験、検査、貸与機器、技術指導員、輸送、添付書類等を記載するこ

別記様式 4 (規格 A 4 版)

削除 支給品受領書

工事関係書類様式 様式-24 支給品受領書

企業局電気・機械工事標準仕様書提出書類等区分

番号	書類名称	提出要件	工事打合せ書記載事項	
			現場代理人	監督員
1	施工計画書		提出	受理
2	実施工程表		提出	受理
3	施工図		提出	承諾・不承諾
4	承諾図		提出	承諾・不承諾
5	工事前材料検査願		提出	受理
6	工事打合せ書	打合せ毎に	提出 協議	受理 回答
7	工事作業員名簿	監督員の指示があるとき	提出	受理
8	工事有資格者名簿	監督員の指示があるとき	提出	受理
9	支給品受領書	支給品があるとき	提出	受理
10	工事補修品預書	工場補修があるとき	提出	受理
11	支給品使用報告書	支給品を使用したとき	提出	受理
12	借用書	貸与機器があるとき	提出	受理
13	作業日報	特記仕様書による	提出	受理
14	工事工程報告書	設計金額 2,000 万円以上毎月	提出	受理
15	CORINS 登録内容確認・登録	請負金額 500 万円以上	登録	確認
16	施工状況報告書	全ての公共工事	提出	受理
17	指導要綱に定める書類	下請契約がある場合	提出	受理
18	建設業退職金共済組合 の掛金収納書	請負金額 1,000 万円以上 (中小企業退職金共済法関係)	提出	受理
19	官公署その他関係機関 への届出書	必要があるとき	協議	承諾・不承諾
20	工事写真		提出	受理
21	測定、試験記録		提出	受理
22	機器及び材料等の検査 成績書		提出	受理
23	工事完成図書		提出	受理
24	建設副産物	産業廃棄物の処理があるとき	土木仕様書を準用のこと	
25	安全訓練実施状況報告 書		提示	確認
26	その他		提出 協議	受理 承諾・不承諾

工事図書等提出フローチャート

